

エコマーク審査委員会規程

公益財団法人日本環境協会

エコマーク審査委員会（以下「審査委員会」という）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

（所掌事務）

第1条 審査委員会は、エコマーク商品の認定に関する審査を所掌する。

（構成および委員の委嘱）

第2条 審査委員会は5名以上10名以内をもって構成し、その委員は環境負荷の評価、低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者のうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- 委員は、認定におけるコンサルティング（認証対象製品の設計等への関与）を提供した日から2年間は、当該製品の認定の決定に従事することができない。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員の解任）

第4条 委員が次の各号の一に該当する場合、公益財団法人日本環境協会理事長はこれを解任することができる。

- (1)職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2)職務を怠り、または職務上の義務に反した場合
- (3)公職または所属する組織の地位により任命された委員が、その地位を離れた場合

（委員長）

第5条 委員の互選により、委員長をおく。

- 2 委員長は、審査委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（委員会の開催）

第6条 審査委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 審査委員会は、原則として月1回程度開催するものとする。

（会議の定足数および議決数）

第7条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところ

による。

- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(機密保持)

第8条 委員は、本委員会の事務の遂行に際し知りえた非公知の情報については、本委員会の事務の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。委員会資料等の取り扱いは、別に定める「委員会資料等の公開に関する取り決め」に従うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、審査委員会またはエコマーク事務局の発議に基づき、エコマーク運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

(附則)

- 1 1989年 2月 1日制定施行
- 2 1994年 4月 1日改定施行
- 3 1999年 8月23日改定施行
- 4 2000年 7月 1日改定施行
- 5 2010年 4月 1日改定施行
- 6 2013年 4月 1日改定施行 (公益財団法人設立)
- 7 2022年 4月 1日改定施行
- 8 2022年10月 5日改定施行 (第4条、第8条の追加)